

産 業 保 安 の 概 況

1 高圧ガス関係の概況

高圧ガスは、化学工業をはじめ、各種産業の原燃料等として広く使用されている。その名前のとおり圧力が高いため、その取扱いを誤ると機器を破裂させたり、ガスの漏洩により爆発・火災、ガス中毒、窒息等の災害を引き起こすおそれがある。

このため、高圧ガス保安法に基づく許認可・検査を実施することにより、高圧ガスによる災害事故の発生を防止し、産業保安の確保に努めている。（第5-1～5-4表）

（表中の用語の意味）

「第一種製造者」は許可対象の高圧ガス製造事業所、「第二種製造者」は届出対象の高圧ガス製造事業所、「第一種貯蔵所」は許可対象の高圧ガス貯蔵所、「第二種貯蔵所」は届出対象の高圧ガス貯蔵所、「高圧ガス販売所」は高圧ガスの販売所、「特定高圧ガス消費者」は定められた高圧ガスを一定量以上貯蔵して消費する事業所をいう。また、「容器検査所」は高圧ガス容器の再検査所をいう。

「一般高圧ガス」は一般高圧ガス保安規則、「液化石油ガス」は液化石油ガス保安規則、「一般＋液石」は一般高圧ガス保安規則及び液化石油ガス保安規則の両規則、「コンビナート」はコンビナート等保安規則、「冷凍」は冷凍保安規則の各適用事業所を意味する。

2 液化石油ガス関係の概況

液化石油ガスは、一般消費者等の燃料として広く使用されているが、その取扱いを誤ると爆発・火災、一酸化炭素中毒等の災害を引き起こすおそれがある。

このため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売事業の登録や保安機関の認定、貯蔵設備及び充てん設備等に係る許認可・検査等を実施することにより、液化石油ガスの保安の確保に努めている。（第5-5～5-8表）

（表中の用語の意味）

「保安機関」は保安業務を行う者として認定を受けた者をいう。「充てん設備」は供給設備に液化石油ガスを直接充てんするための設備でバルクローリーと呼ばれている。

3 石油コンビナート等防災関係の概況

本県では、瀬戸内海沿岸にベルト状に石油コンビナート等の工業地帯が立地している。これらの地域内事業所では、石油類、高圧ガス、毒劇物等が大量に貯蔵され、又は取り扱われているため、その方法を誤ると大規模かつ特殊な災害が発生するおそれがある。

このため、石油コンビナート等災害防止法に基づき、事業所の各施設地区のレイアウト及び自衛防災組織の設置義務等の規制が行われるとともに、山口県石油コンビナート等防災本部が中心となって、石油コンビナート等防災計画に基づき、関係機関が一致協力して総合的防災体制の整備を推進している。（第5-9表、第5-10表）